

2011

# 6

目次  
CONTENTS

- 2 清水洞の上公園開園
- 4 東日本大震災に係る市税・保険料等の減免について
- 9 障害のあるかたの地域での生活を支援します
- 10 那珂市の財政事情
- 13 まちの話題
- 14 Information
- 16 市への災害義援金ありがとうございます ほか
- 18 さわやかさん、表紙の裏側 ほか



風船に想いを乗せて（額田保育所：幼年消防クラブ発会式）



# 那珂市 清水洞の上公園

自然を肌で感じられる

憩いの空間。

## 清水洞の上公園開園式

那珂市清水洞の上公園が4月1日に開園し、5月22日に開園式が行われました。

開園式では、海野市長が「歴史あるこの地が再び輝いたことに感動し、市としても豊かな自然が残る公園の整備を支援し、有望な観光資源として活用していきたい」とあいさつし、同園の開園を祝いました。

(写真下・開園式テープカット)



### ■那珂市清水洞の上公園とは

那珂市清水洞の上公園は、約30年前に徳川光圀が建立したとされる清水寺を中心に、豊富な湧水がある池や山林、市指定の天然記念物の「清水寺の杉」などがある豊かな自然を「清水洞の上自然を守る会」の皆さんの手により再生。

自然を生かした親水公園のため、木道を歩けば小川がせせらぎ、市内にしながら森林浴を楽しめます。

これからの新緑の季節、自然を肌で感じながら園内を散策してみたいかがでしょうか。

## 清水洞の上 自然を守る会

「清水洞の上地区の維持管理に関する協定書」に基づき、同園の周辺環境の整備などを行っている「清水洞の上自然を守る会」の皆さんは、これまで、年間を通じての園内の草刈りや竹林整備等の維持管理のほか、園内施設の整備をはじめ、ホタルが成育できる小川づくり、観察池周囲の花木植栽、子供広場の整備など力を尽くしてきました。

守る会は平成20年に小蘭井博士さんを会長に28人の会員からスタートし、現在は124人(6月現在)までに増え、活動をとおして地域に強い絆が生まれました。

今回の開園を迎え、よりよい公園を目指し引き続き精力的に活動を続けられています。



◆清水洞の上自然を守る会の皆さん

【清水洞の上自然を守る会】  
会長 鈴木 孝雄 (5月29日から)



# 清水洞の上公園 案内図



清水寺の杉



湧水池



5月初旬にはカキツバタ、6月にはハナシヨウバの花を咲かせています。6〜7月にはホタルの飛び交う姿もみられるかもしれません。



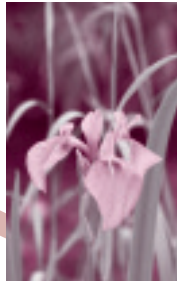
東屋



ホタルの小川



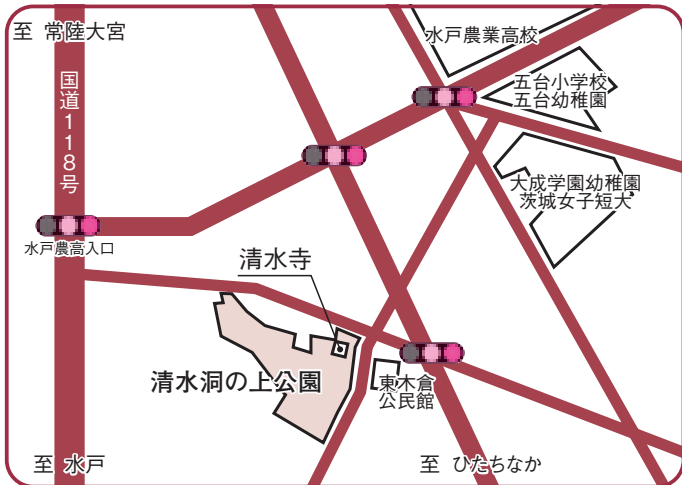
木道



◆カキツバタ



観察池



## 那珂市清水洞の上公園 概要

- 名称 那珂市清水洞の上公園
- 位置 那珂市東木倉219番地1 外42筆
- 面積 約3.1ヘクタール
- 主たる施設  
湧水池(1箇所)、溜池(1箇所)、観察池(1箇所)  
滝の流れ(1箇所)、木道(108m)、木橋(1基)、園路(468m)、東屋(1棟)、植栽(278本：桜、山茶花、ユキヤナギ、椿、モミジ等)、トイレ(1棟)、駐車場(約1,000㎡)、休憩所兼倉庫(1棟)

問い合わせ 商工観光課 観光グループ  
☎298-1111 (内線245)

# 東日本大震災に係る市税・保険料等の減免について

このたびの東日本大震災により被災されました皆様に、心からお見舞い申し上げます。  
 今回の震災で課税対象となっている住宅等に被害を受けたかたの中で、半壊以上の状況に応じて市税等が「減免」の対象となる場合があります。対象となる税目および保険料等は、個人市民税、固定資産税（土地、家屋、償却資産）および都市計画税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料が対象となります。

減免にあたっては、内閣府による「災害の被害認定基準」に定める半壊以上（損害割合が20%以上）が基準となっておりますので、り災証明書（家財等を除く）の申請をしていないかたは、被害状況が確認できる写真と印鑑を持参の上、各担当課の相談窓口にご相談ください。  
 屋根の瓦の一部が落ち、外壁に数箇所のはびが入り、内装の一部が損傷した状況や屋根瓦がすべて落ちたが、他に大きな損傷がない状況等では一般的に被害が半壊以上に当たらないため、減免の対象とはなりません。

## ◆個人市民税の減免

### ■適用される個人市民税の範囲

震災により納税義務者が死亡したり、生活保護を受けることとなったり、障害者となったときや平成22年中の合計所得金額が1000万円以下の納税義務者のかたで、居住する住宅が震災により半壊、大規模半壊、または全壊と判定されたかた。

※家財の被害は、減免の対象外です。

※被害認定は、内閣府による「災害の被害認定基準」に定める損害基準判定方法（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）により、20%～40%未満が半壊、40%～50%未満が大規模半壊、50%以上が全壊判定となります。

## ●納税義務者

事由	軽減または免除の割合
死亡した場合	全部
生活保護法の生活扶助を受けることとなった場合	全部
法第292条第1項第9号の障害者となった場合	10分の9

## ●住宅

住家の損害程度により、合計所得金額別に減免

合計所得金額	半壊・大規模半壊	全壊
500万円以下	2分の1	全部
750万円以下	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

※個人市民税は、個人市民税が減免された場合と同じ割合で減免されます。

## ■提出書類

### ○市民税減免申請書

（り災証明の申請をされているかたでも減免申請は必要になります）

### ○印鑑

被害状況がわかる写真（全体および細部。ただし「り災証明書」の写しで代用可能）

## ■市民税の納付について

減免申請を提出いただいても、減免の対象とならない場合や減免決定までに時間を要することがありますので、減免決定通知等が送付されるまでの間は、通常どおり納付をお願いします。後日、減免決定がなされた場合は、減額した納付書への差し替え等を行います。

## 問い合わせ

個人市民税について  
 税務課市民税グループ  
 ☎298・1111  
 （内線165・166）

## ◆固定資産税・都市計画税の減免

■適用される固定資産税（都市計画税を含む）の範囲

- 土地の場合は、がけ崩れ、地滑り、土砂岩石の流入等により、当該面積の20%以上に被害を受けたとき
- 家屋の場合は、半壊以上の被害を受けたとき

## ●土地

被害面積が当該の土地面積に対する損害の程度で減免

損害の程度	軽減または免除の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

※がけ崩れ、地滑り、土砂岩石の流入等により埋没もしくは沈下した土地が対象で、単に亀裂が入っただけの土地は対象外となります。



●家屋

損害基準に及び、半壊以上の損害の程度に応じて減免

損害の程度	軽減または免除の割合
全壊のとき	全部
大規模半壊のとき	10分の6
半壊のとき	10分の4

※被害認定は、内閣府による「災害の被害認定基準」に定める損害基準判定方法（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）により、20%～40%未満が半壊、40%～50%未満が大規模半壊、50%以上が全壊判定となります。

※塀、門扉等の崩落は対象になりません。

●償却資産

当該償却資産の損害程度に応じて減免

損害の程度	軽減または免除の割合
全壊、流失、埋没等により、当該償却資産の原形をとどめないとき、または復旧不能のとき	全部
大修理を必要とする場合で、当該償却資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
使用目的を著しく損じた場合で、当該償却資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
使用目的を損じ、修理または取替を必要とする場合で、当該償却資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

■提出書類

○固定資産税等減免申請書

（り災証明の申請をされているかたでも減免申請は必要になります）

○印鑑

○被害状況がわかる写真（全体および細部。ただし、家屋については、「り災証明書」の写しで代用可能）

○償却資産は、前記の他に、損害見積明細書、領収書を添付してください。

■固定資産税等の納付について

減免申請を提出いただいたいても、減免の対象とならない場合や減免決定までに時間を要することがありますので、減免決定通知等が送付されるまでの間は、通常どおり納付をお願いします。後日、減免決定がなされた場合は、減額した納付書への差し替え等を行います。

問い合わせ

固定資産税・都市計画税について  
 税務課資産税グループ  
 ☎298・1111  
 （内線162・163・164）



◆介護保険料の減免

被保険者本人または主として生計維持するかたの住宅、家財およびその他の財産について、震災によって著しい損害を受けた場合、介護保険料の減免の対象となる場合があります。

○住宅の損失については、内閣府による災害に係る住家の被害認定の基準により判定します。

○家財およびその他の財産の損失は、地震保険等の保険金給付が見込まれる場合、給付額を確認でき

●減免の割合

損害の割合	住宅	所得要件 被保険者または主たる生計維持者の前年の所得金額	減免割合	
			全壊	大規模半壊
または 50%以上	家財およびその他の財産の実損失額	200万円以下の世帯	100%	
または 30%以上 50%未満		200万円を超える世帯	50%	
		200万円以下の世帯	50%	
		200万円を超える世帯	25%	

問い合わせ

介護保険料について  
 介護長寿課介護保険グループ  
 ☎298・1111  
 （内線134・135）

### ◆国民健康保険税の減免

納税義務者（世帯主）またはその世帯に属する被保険者のかたの住宅および家財について、著しい損害を受けた場合、国民健康保険税の減免の対象となる場合があります。

○住宅の損失については、内閣府による災害に係る住家の被害認定の基準により判定します。

家財の損失は、地震保険等の保険金給付が見込まれる場合、給付額を確認できる書類を提出していただき、損失額から給付（見込）額を差し引き算定します。必要に応じて、被害状況を確認する場合もあります。なお、減免の決定には一定の期間を要しますので、あらかじめご了承ください。

○対象となる期間は災害のあった日以降、12か月間の保険税を減免します。

※「国民健康保険税減免申請書」、「被害に関する申立書」、「家財等の被害に関する申立書」、「印鑑」、「り災証明書等災害の状況を証明する書類」等が必要です。

### ●減免の割合

損害の割合	減免割合
住宅が全壊の場合	保険税の100%
住宅が大規模半壊または半壊の場合	保険税の70%
家財の実損失額が50%以上の場合	保険税のうち所得割額の50%

### ◆後期高齢者医療保険料の減免

被保険者またはその属する世帯の世帯主が居住する住宅が半壊以上、家財またはその他財産について、10分の3以上の損害を受けた場合、後期高齢者医療保険料の減免の対象となる場合があります。

○住宅の損失については、内閣府による災害に係る住家の被害認定の基準により判定します。

必要に応じて、被害状況を確認する場合があります。

なお、減免の決定には一定の期間を要しますので、あらかじめご了承ください。

○対象となる期間は災害のあった日以降、12か月間の保険料を減免します。

※「後期高齢者医療保険料減免申請書」、「家財等の被害に関する申立書」、「印鑑」、「り災証明書等災害の状況を証明する書類」等が必要です。

### ●減免の割合

損害の割合	要件	減免割合
住宅が全壊の場合	なし	100%
住宅が大規模半壊または半壊の場合	なし	50%
家財またはその他の財産の実損失額が50%以上の場合	所得要件 被保険者・その属する世帯の世帯主およびその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年の所得金額	減免割合
	500万円以下の世帯	100%
	500万円を超え750万円以下の世帯	50%
	750万円を超え1000万円以下の世帯	50%
家財またはその他の財産の実損失額が30%以上50%未満	500万円以下の世帯	50%
	500万円を超え750万円以下の世帯	25%
	750万円を超え1000万円以下の世帯	12・5%

### 問い合わせ

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について  
 保険課保険・年金グループ  
 ☎298・1111  
 (内線142・143・144)

### ◆国民健康保険・後期高齢者医療保険における一部負担金等の免除

被保険者の居住する住宅が震災により半壊以上の被害を受けたかたは、医療機関等を受診する際の一部負担金が免除になります。

免除を受けるには、「被保険者証」と「一部負担金等免除証明書」を医療機関等の窓口に表示する必要があります。

「一部負担金等免除証明書」の交付については、「り災証明書等災害の状況を証明する書類」を添えて保険課へ申請してください。

○免除対象となる期間は、災害のあった日から、平成24年2月29日までとなります。免除対象となるかたで、すでに医療機関等に支払った医療費があるかたは還付が受けられますので、領収証または一部負担金等の額を証明する書類を添付して申請してください。

◆ **所得税の軽減または免除**

東日本大震災により住宅や家財などに損害を受けたかたは、①損害金額に基づき計算した金額を所得から控除する方法（所得税法に基づく「雑損控除」といいます）、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で、所得税の軽減または免除を受けることができます。なお、これらの軽減等の措置については、平成22年分または平成23年分のいずれかの年分を選択して、減免を受けることができます。

	所得税法(雑損控除)	災害減免法								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産(棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除かれます。)	住宅や家財 ただし、損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要です。								
控除額の計算または所得税の軽減額	控除額は次の①と②の算式で計算した金額のうち、いずれが多い方です。 ①損害金額－保険金等で補てんされる金額－所得金額の10分の1 ②「損害金額－保険金等で補てんされる金額」のうち災害関連支出の金額－5万円	所得税の軽減額等は次のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>その年の所得金額</th> <th>所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年の所得金額	所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1000万円以下	4分の1の軽減
その年の所得金額	所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	その年の所得金額から控除しきれない控除額は、翌年以後5年間に繰り越して、各年の所得金額から控除できます。	・損害を受けた年分の所得金額が、1000万円以下のかたに限ります。 ・減免を受けた年の翌年以降は、減免は受けられません。								

「損害金額」

損害を受けたときの直前におけるその資産の時価を基にして計算した損害の額です。

「災害関連支出の金額」

災害により滅失した住宅、家財等を取壊し、または除去するために支出した金額や被災資産を使用できるようにするための支出で、災害のやんだ日の翌日から1年以内に支出した①土砂その他障害物を除去するための支出、②現状回復のために支出(次の事項を参照ください)、③損壊防止のための支出、被害の拡大・発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出などです。

「現状回復の支出」

住宅の修繕費(住宅の損失相当額を除く)や地盤沈下・液状化現象が生じた宅地の土盛りや土砂敷きの費用等が該当します。

■ **雑損控除の対象となる資産の要件**

損害を受けた資産が次のいずれにも当てはまる必要があります。

○ 資産の所有者が次のいずれかであること

・ 納税者

・ 納税者と生計を一にする配偶者

○ 生活に通常必要な資産  
やその他の親族で、その年の総所得金額等が38万円以下のかた

・ 住宅、門、塀、家財(家具、什器、衣類、書籍、家電品等)、車両、墓石等。(事業用の資産や

別荘、書画、骨董、貴金属等で1個または1組の価額が30万円を超えるものなどは当てはまりません)

■ **雑損控除を受けるための手続き**

所得税を軽減免除する年分	確定申告の有無	手続き	用意する書類など
平成22年分	確定申告を済ませているかた	平成22年分の更正の請求	①被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの ②被害を受けた家屋の取得価額が分からない場合は、その面積が分かるもの ③被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、修繕費用などの分かるもの ④被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの ⑤市町村から「り災証明書」の交付を受けている場合には、その証明書の写し ⑥所得税が還付となるかたは、還付金振込先の金融機関名および口座番号の分かるもの ⑦印鑑 ⑧平成22年分の確定申告書の控え
	確定申告を済ませていないかた	平成22年分の確定申告	上記①～⑦の書類等のほか、平成22年分の所得金額や所得控除の分かる書類(源泉徴収票や社会保険料控除証明書など)
平成23年分	平成23年分の確定申告		上記①～⑦の書類等のほか、平成23年分の所得金額や所得控除の分かる書類(源泉徴収票や社会保険料控除証明書など)



■税務署による申告相談会

○会場(太田税務署 第一会議室)

日時 6月6日(月)～

7月1日(金)

午前9時～午後4時

○会場(那珂市役所 5階会議室)

日時 8月1日(月)～

5日(金)

午前9時～午後4時

申告相談会以外での日時でも税務署では相談に応じております。その際は、お電話で事前に日時等のご予約をお願いします。

※申告相談の日程は、土・日曜日、祝日を除きます。

■その他

東日本大震災により被害を受けたかたは、所得税の軽減・免除のほか、源泉所得税の徴収猶予や還付、「建設工事の請負等に関する契約書」に係る印紙税の非課税措置などの特例があります。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

○申告相談会および雑損控除・所得税などの問い合わせ

太田税務署

常陸太田市金井町3662

☎0294-72-2171

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

※音声案内に従い「2」を選択してください。

◆被災した軽自動車等の課税保留

東日本大震災により軽自動車等としての機能を失ったもので、平成23年4月1日までに廃車の手続きがでなかつた車両については、課税保留の制度がありますので、課税保留を受けようとするかたは、早めに課税保留申請の手続きを行ってください。

○必要な書類

被災が証明できる書類または災害により損害を受けたことが分かるナンバープレートが写っている写真、平成23年度軽自動車税納税通知書、印鑑

○申請に係る問い合わせ

税務課市民税グループ

☎298-1111

(内線165・166)

◆被災した軽自動車等の代替軽自動車に係る軽自動車税の非課税

東日本大震災により滅失・損壊(修理不能のもの)した自動車・軽自動車に代わる軽自動車を取得し、取得した軽自動車を主に定置する市町村に非課税の申請をし、認定を受けた場合には、平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税が非課税となります。

また、2輪のバイクを2輪のバイクに、小型特殊自動車を小型特殊自動車に買い換えた場合も対象となります。

○非課税申請に係る問い合わせ

税務課市民税グループ

☎298-1111

(内線165・166)

○原動機付自転車・小型特殊自動車に係る廃車手続等に関する問い合わせ

税務課市民税グループ

☎298-1111

(内線165・166)

○二輪の軽自動車・二輪の小型自動車に係る廃車手続等に関する問い合わせ

関東運輸局茨城運輸支局

水戸市住吉町353

☎050-5540-2017

○四輪の軽自動車に係る廃車手続等に関する問い合わせ

軽自動車検査協会茨城事務所

東茨城郡茨城町若宮字広山887-59

☎029-293-9989

◆被災した自動車の代替自動車に係る自動車取得税・自動車税の非課税

東日本大震災により滅失・損壊した自動車の所有者のかたが、その代わりの自動車を平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に取得し、取得した代替自動車を主に定置する都道府県に非課税の申請をし、認定を受けた場合には、自動車取得税および平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税が非課税となります。

また、平成23年3月11日から現在までの間に、すでに代替自動車を取得されたかたは、代替自動車を主に定置する都道府県に申請することにより、納付した自動車取得税および自動車税の還付を受けることができます。

○非課税申請に係る問い合わせ

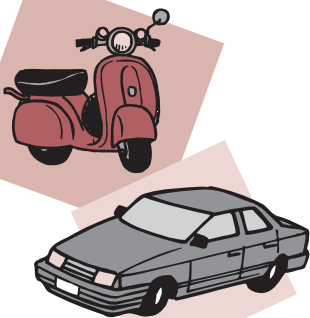
○これから代替自動車を新規(移転)登録する場合

○すでに代替自動車を新規(移転)登録しており、登録時に自動車税または自動車取得税を納付している場合

水戸県税事務所自動車税分室  
水戸市住吉町292-10  
☎029-247-11297

○すでに代替自動車を新規(移転)登録しているが、登録時に自動車税および自動車取得税が発生していない場合

常陸太田県税事務所  
常陸太田市山下町4119  
☎0294-80-3314





障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず、障害のあるかたが自立と社会参加を実現するために、各種法律や制度に基づいて障害福祉のサービスを実施しています。



# 障害のあるかたの 地域での生活を支援します

問い合わせ  
社会福祉課障害者支援グループ（内線126・127・128）

## 相談支援

指定相談支援事業所（那珂市社会福祉協議会）	☎295-2944 FAX295-6931
障害福祉に関する相談に総合的に対応するため、那珂市社会福祉協議会へ委託しています。	
身体障害者相談員・知的障害者相談員	社会福祉課障害者支援グループ ☎298-1111 内線127
身体障害者相談員（4人）と知的障害者相談員（1人）が茨城県知事の委嘱を受けて、地域での相談活動に従事しています。	
その他の相談窓口	茨城県福祉相談センター ☎221-4992 児童相談所、身体および知的障害者更生相談所の機能を統合した機関です。
	ハローワーク水戸 ☎231-6221 障害のあるかたの就職相談やあっ旋を行っています。
	茨城障害者職業センター ☎0296-77-7373 障害のあるかたの職業指導や、作業や講座による訓練など、就業に関する支援を行っています。
	障害者就業・生活支援センターKUIINA（クイナ） ☎202-2221 就業面と日常生活面における支援を一体的に行っています。

## 障害者自立支援法による福祉サービス

利用の際は社会福祉課へ申請してください。また、障害の種類や程度等により受けられるサービスが制限されますので事前にご相談ください。

### ●介護給付・訓練等給付（主なものを抜粋）

居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
短期入所	介護者が病気などの場合、短期間、施設で預かります。
生活介護	施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
児童デイサービス	障害児に通所により、日常生活動作の指導や適応訓練などを行います。
就労移行支援、就労継続支援	就労を希望する人（就労が困難な人も含む）に生産活動、知識や能力の向上のための訓練の機会を提供します。
ケアホーム、グループホーム	地域での共同生活の場を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間、入浴や排せつ、食事などの介護を行います。

●補装具の支給 障害者（児）に対し、車いすや義肢、義眼、補聴器などの補装具の購入・修理に要する費用の一部を支給します。

●自立支援医療 精神通院にかかる医療費や、身体の障害の軽減や機能を回復する医療にかかる費用の一部を公費で負担します。

### ●地域生活支援事業

移動支援	障害者（児）の外出の際に移動の支援をします。
日中一時支援	障害者（児）に日中活動の場を提供し、障害者と介護者の日常生活を支援します。
日常生活用具の給付等	障害者（児）に、その障害に応じた日常生活用具（特殊寝台、入浴補助用具、たん吸引器、情報通信支援用具、ストマ装具など）を給付する他、住宅改修費を助成します。
コミュニケーション支援	手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣します。
訪問入浴サービス	身体障害者のかたに、自宅での入浴サービスを提供します。
自動車運転免許取得費・自動車改造費の補助	身体障害者のかたで就労等の社会参加を目的とする場合に費用の一部を補助します。
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動などを実施し、日中活動の場を提供します。市では、市社会福祉協議会のほか、ひたちなか市と水戸市の3事業所にセンター設置の委託等を行っています。

## その他の制度

それぞれ該当する要件や手続きがあります。お問い合わせの際は、担当窓口に取り次ぐことがあります。

障害者手帳の交付（身体・知的・精神）／各種手当（特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、在宅心身障害者（児）福祉手当）／タクシー利用助成／医療福祉制度（マル福）／障害基礎年金／心身障害者扶養共済制度／NHK受信料減免（全額免除の世帯は地デジチューナーの無償給付対象 7月24日まで）／有料道路割引／税金の控除・減免（所得税、住民税、自動車税など）／公共交通運賃割引／紙おむつ等購入費助成／身体障害者の駐車禁止の除外

## 平成22年度下半期

# 那珂市の財政事情

### 一般会計

一般会計は、市の基本的な経費を計上しています。一般会計の歳入歳出予算の執行状況は、予算現額合計に対する収入済額の割合が89・1%、支出済額の割合が74・5%となっています。支出済額の割合がやや低いのは、東日本大震災により年度内に完了できず、翌年度へ繰り越す事業があるほか、災害復旧のための補正予算の支出が、事務手続きの都合で4月以降（出納整理期間（注1））になるためです。

歳入では、配当割交付金や財産収入などが予算額を大きく超えて収入されています。これは、原資となる県民税配当割の税収が見込額を上回ったことや土地（市有地）の売り払いによる収入が見込み額を上回ったことによるものです。一方で、繰入金や県支支出金、市債の収入割合が低くなっています。これは、財政調整基金からの繰り入れや県支支出金の交付、市債の借り入れが、事務手続きの都合で4月以降になるため

です。また、株式等譲渡所得割交付金の収入割合が低くなっているのは、株式等の譲渡が見込みを大幅に下回ったことによるものです。

歳出では、土木費が47・3%、農林水産業費が56・3%の支出割合と低い執行状況となっています。これは、下水道事業特別会計や農業集落排水整備事業特別会計への繰出金の支出が事務手続きの都合で4月以降になることのほか、震災により翌年度に繰り越して実施する事業があるためです。

なお、このほかの歳出科目の未払金については、出納整理期間に支払われる予定です。

※注1 出納整理期間とは、会計年度終了後の翌年度の4月1日から5月31日までの期間をいい、年度末までに確定した債権・債務を完了させ、現金の未収・未払いの整理を行う期間です。

■一般会計歳入予算執行状況

(単位：千円、%)

歳入科目	予算現額	収入済額	収入割合
市 税	6,825,247	6,792,103	99.5
地 方 譲 与 税	293,001	306,718	104.7
利 子 割 交 付 金	19,411	20,404	105.1
配 当 割 交 付 金	4,194	9,255	220.7
株式等譲渡所得割交付金	8,705	3,529	40.5
地方消費税交付金	431,466	446,582	103.5
自動車取得税交付金	64,600	66,821	103.4
地方特例交付金	99,683	99,683	100.0
地 方 交 付 税	3,831,912	4,009,617	104.6
分担金及び負担金	298,251	262,096	87.9
使用料及び手数料	198,523	196,397	98.9
国 庫 支 出 金	2,462,062	2,107,957	85.6
県 支 出 金	1,108,980	452,094	40.8
財 産 収 入	11,391	48,823	428.6
繰 入 金	432,398	4,084	0.9
繰 越 金	952,736	952,736	100.0
諸 収 入	406,493	417,108	102.6
市 債	2,148,643	1,268,843	59.1
そ の 他	10,643	10,069	94.6
合 計	19,608,339	17,474,919	89.1

市では、市民の皆さんに財政状況をお知らせし、市政運営の状況をご理解いただくとともに、豊かで住みよいまちづくりに一層のご協力をお願いするため、毎年2回、財政事情を公表しています。

地方自治体では、4・5月の出納整理期間に収入・支出の整理ができるため、最終的な決算額は5月末日に確定します。そのため、今回は3月末現在における予算の執行状況や市有財産の現在高などについてお知らせします。なお、最終的な決算額については、「広報なか11月号」で掲載する予定です。



## 特別会計

特別会計は、特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計から分離して別に収支経理を行う会計です。特別会計の歳入歳出予算の執行状況は、予算現額合計に対する収入済額の割合が67・9%、支出済額の割合が82・2%となっています。

歳入では、下水道事業、農業集落排水整備事業および上菅谷駅前地区土地区画整理事業において、県支出金の交付や市債の借り入れが、また、下水道事業および農業集落排水整備事業においては、一般会計からの繰り入れが、事務手続きの都合で4月以降になるなどの理由で収入割合が低くなっています。

### ■一般会計歳出予算執行状況（単位：千円、%）

歳出科目	予算現額	支出済額	支出割合
議会費	208,508	193,835	93.0
総務費	2,962,873	1,913,332	64.6
民生費	5,176,796	4,408,967	85.2
衛生費	1,233,838	1,135,803	92.1
農林水産業費	848,708	477,577	56.3
商工費	186,156	152,507	81.9
土木費	3,154,277	1,493,523	47.3
消防費	1,032,209	938,501	90.9
教育費	2,639,505	1,887,986	71.5
災害復旧費	108,717	0	0.0
公債費	1,991,044	1,976,888	99.3
その他	65,708	27,511	41.9
合計	19,608,339	14,606,430	74.5

歳出では、下水道事業および農業集落排水整備事業において、災害復旧のための補正予算の支出が、また、公園墓地事業においては、一般会計への繰り出しが、事務手続きの都合で4月以降になることから支出割合が低くなっています。また、那珂地方公平委員会において支出割合が低いのは、平成22年度中に委員会を開会する必要がなかったという理由からです。

### ■特別会計歳入歳出予算執行状況（単位：千円、%）

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険（事業勘定）	5,027,011	4,624,137	92.0	4,552,648	90.6
老人保健	13,957	12,675	90.8	12,676	90.8
下水道事業	2,363,752	618,017	26.1	1,567,113	66.3
公園墓地事業	15,097	18,298	121.2	3,037	20.1
農業集落排水整備事業	1,292,568	247,661	19.2	663,431	51.3
介護保険（保険事業勘定）	3,271,311	2,675,261	81.8	3,001,420	91.7
上菅谷駅前地区土地区画整理事業	356,849	42,498	11.9	276,411	77.5
後期高齢者医療	426,342	426,040	99.9	415,341	97.4
那珂地方公平委員会	450	754	167.6	58	12.9
合計	12,767,337	8,665,341	67.9	10,492,135	82.2

このほかの特別会計の未払金については、出納整理期間に支払われる予定です。



### ■市税負担の状況

税目	収入済額（千円）	1世帯あたりの負担額（円）	1人あたりの負担額（円）
市民税	2,754,570	131,552	49,234
固定資産税	3,276,148	156,462	58,556
軽自動車税	113,272	5,410	2,025
市たばこ税	339,081	16,194	6,061
都市計画税	309,032	14,759	5,523
合計	6,792,103	324,377	121,399

※世帯数20,939世帯、人口55,949人（平成23年3月31日現在）

## 市税負担の状況

市の財政は、市民の皆さんの直接・間接の負担により賄われています。なかでも、市税は、財政運営上極めて重要な歳入であり、常に適正公平な賦課徴収に努めています。平成23年3月31日現在における市税の収入済額は、67億9210万3千円で、1人あたり12万1399円を負担していただいたことになりました。

## 市債現在高

市債は、大規模な事業を実施した際に、国や民間の金融機関から借り入れた資金であり、公債費として支出し返済しています。

平成22年10月1日から平成23年3月31日までに、臨時財政対策債や土地画整理事業債として13億1,947万3千円を借り入れた一方で、14億1,149万6千円の元金を返済したことにより、平成23年3月31日の現在高は、323億4,854万9千円となりました。

## 一時借入金

一時借入金は、会計年度中に一時的に収支の不均衡を生じ、歳計現金が不足した場合に、その資金の不足を補うために借り入れるもので、当該年度の歳入で返済します。

平成22年10月1日から平成23年3月31日までの期間においては、一時借入れは行いませんでした。

## 市有財産現在高

土地は、木崎地区排水機場用地や額田地区交流センター敷地の取得などにより増加しています。

建物は、茨野市営住宅の解体などにより減少しています。

出資による権利は、茨城県信用保証協会への寄託金の増などにより増加しています。

債権は、自治金融資金預託金の回収および老人保健施設整備資金貸付金の返還などにより減少しています。基金は、農業集落排水整備事業基金への積立などにより増加しています。

## 水道事業会計

市の水道事業は、民間企業と同様に企業会計が導入されており、独立採算で運営しています。

収益的収支は、経常的な業務の収支を示すもので、主な収入は水道料金収入、支出は給水のための経費や人件費、減価償却費などです。収支状況は、黒字となっています。

また、資本的収支は、水道管の布設など建設改良費の収支を示すものです。収支状況は、赤字となっていますが、この不足分については、内部留保資金などで補うこととなります。

## 市債現在高 (元金)

(単位：千円)

区分	平成22年 9月30日現在	増減	平成23年 3月31日現在
総務債	225,008	△30,350	194,658
民生債	65,647	△17,496	48,151
衛生債	1,294,900	△91,481	1,203,419
農林水産業債	402,496	△22,816	379,680
商工債	0	0	0
土木債	1,418,701	△133,652	1,285,049
都市計画債	2,192,550	△100,477	2,092,073
公営住宅債	596,298	△33,229	563,069
消防債	283,765	△49,785	233,980
教育債	3,540,464	△202,734	3,337,730
転貸債	0	0	0
減税補てん債	1,065,447	△72,908	992,539
臨時税収補てん債	116,514	△7,239	109,275
臨時財政対策債	5,354,064	1,155,364	6,509,428
県振興資金	46,553	△8,708	37,845
小計	16,602,407	384,489	16,986,896
下水道事業債	10,672,560	△341,795	10,330,765
農業集落排水整備事業債	3,277,381	△66,668	3,210,713
土地画整理事業債	807,926	8,928	816,854
水道事業債	1,097,828	△94,507	1,003,321
合計	32,458,102	△109,553	32,348,549

## 市有財産現在高

区分	単位	平成22年 9月30日現在	増減	平成23年 3月31日現在
土地	㎡	1,730,098	7,953	1,738,051
建物	㎡	166,390	△889	165,501
有価証券	千円	15,540	0	15,540
出資による権利	千円	80,296	460	80,756
債権	千円	34,971	△22,238	12,733
基金	千円	3,955,025	9,286	3,964,311

※水道事業会計分は含まない

## 水道事業会計

(単位：千円)

区分	収入	支出
収益的収支	1,143,942	1,071,052
資本的収支	65,939	436,799

問い合わせ  
財政課 財政グループ  
(内線 5 2 2・5 2 3)



## 笑って笑って元気アップ



5月28日、ヘルスサポート21主宰の古谷信義さんを講師に迎え、「男と女輝いて生きる講演会」が開催されました。「笑って笑って元気アップ」と題した講演の中で古谷さんは、健康に過ごすために、笑うことや、筋力をつけることの大切さを指摘し、日常生活の中で簡単にできる筋力トレーニングの方法などを語りました。熱心にメモをとる姿も多く見られ、大盛況のうち幕を閉じました。

## 楽しく交流 額田いきいきサロン



震災の影響により開催が見送られていた額田いきいきサロンが、6月2日に額田小学校で行われました。今回は、なかハローモニカの皆さんの演奏を子どもたちと一緒に聴く交流会。参加した皆さんは、ハローモニカの温かみのある音色に耳を傾け、一曲ごとに大きな拍手を送りました。また、サザエさん・茶つみなどの曲にあわせて一緒に歌い、楽しい時間をともに過ごし交流を深めていました。

## 八重桜チャリティイベント



4月23日、24日に静峰ふるさと公園にて東日本大震災復興支援八重桜チャリティイベントが開催されました。震災から日常生活に影響が生じている今、皆さんに希望と勇気と元気を与えようと那珂市商工会を中心とした実行委員会が主催しました。訪れた皆さんは、横手市から出店された横手焼きそばや七運汁を食べべたり、ステージショーを見たりして楽しい時間を過ごしました。会場内で募った義援金は那珂市社会福祉協議会に送られます。

## 地域の拠点 東木倉公民館竣工



今まで愛されてきた公民館も築40年以上と老朽化が進んだため、地域の皆さんの厚い支援を受けて、この度、東木倉公民館竣工式典が5月22日に行われました。東木倉公民館は、同日開園式を迎えた清水洞の上公園に隣接し、また、かつて五台小学校があった場所に建てられました。住みよいまちづくり、住みよい仲間づくりを進めるため、地域発展と交流の新たな拠点として活用されます。

## 自衛官募集相談員を 委嘱しました



自衛官募集相談員の皆さん（市長、自衛隊茨城地方協力本部長とともに）

自衛官募集相談員の任期満了に伴い、那珂市長および自衛隊茨城地方協力本部長との連名で、5人の相談員を委嘱しました。

任期は、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間です。

### ◆自衛官募集相談員（順不同、敬称略）

植田 浩（東木倉）  
野上 一朗（横堀）  
寺門 利光（飯田）  
藤咲 富男（菅谷）  
萩野谷静男（中里）

## ご協力ありがとうございます 善意銀行へ

4月15日～5月14日（敬称略）

朗読の会 あめんぼ 6,000円  
桜庭耕一 50,000円  
まついえつこ クロスター  
12,000円  
ぴっぴお話の会 南波久代  
5,020円  
那珂市商工会 301,228円

※善意銀行の寄付は、那珂市社会福祉協議会でお受けしています。  
☎298-8881

## 図書館カレンダー

地震の影響により、市立図書館は当分の間休館します。

再開については、詳しい日程等が決まりましたら改めてお知らせします。  
問い合わせ／市立図書館 ☎352-1177

## ＊国保ミニ情報＊

- 那珂市国保の加入者数 15,916人  
（平成23年4月末現在・前月比318人増加）
- 那珂市国保が医療費の一部として支払った金額 2億7,392万円  
（平成23年4月・前月比1,165万円減少）

※皆さんの日頃の健康づくり、病気予防の心がけが医療費の増加、ひいては国保税の増額を抑えることにつながります。ご協力をお願いします。

## ＊人の動き＊

那珂市の人口（5月1日現在）

※（ ）内は前月比

男	27,485人	（-59）
女	28,390人	（-15）
計	55,875人	（-74）
世帯数	20,950世帯	（+11）

- 出生 30人
  - 死亡 47人
- （4月1日～30日）

## ＊今月の納税＊

- 市県民税（普通徴収） 1期
- 介護保険料（普通徴収） 2期
- 軽自動車税 全期

納期限：6月30日

### ■市税の納付は口座振替で

市税の納付には、便利で確実な口座振替制度がありますので、どうぞご利用ください。

詳細については、下記までお問い合わせください。

問い合わせ／市収納課収納G  
☎298-1111 内線172・173

## おわびと訂正

広報なか5月号（No.76）に誤りがありました。おわびして訂正します。

秋山和衛教育委員（下江戸）の任期について

（誤）平成23年4月1日～平成27年3月31日

（正）平成23年4月1日～平成26年1月4日



●市役所の電話番号  
☎298-1111 (代表)

●ホームページ URL  
<http://www.city.naka.lg.jp>

●メールアドレス  
[kikaku@city.naka.lg.jp](mailto:kikaku@city.naka.lg.jp)

●おしらせ版  
市では、「広報なか」のほかに、「おしらせ版」(月3回(ただし、5月、8月、1月は月2回))を発行しています。このコーナーではその一部を掲載していますが、「おしらせ版」も併せてご覧ください。

## 那珂市民憲章

わたしたち那珂市民は、那珂・久慈の清らかな流れと豊かな緑に恵まれた郷土を愛し、市民としての誇りを持ち、明るく住みよいまちをめざします。

- 一 すこやかな心と体をつくりましょう
- 一 伝統を大切にし教養をふかめましょう
- 一 助け合い思いやる心をもちましょう
- 一 きまりを守り安全を心がけましょう
- 一 自然を愛し資源をいかしましょう

### 法律相談

日時/7月5日(火) 13:00~17:00  
19日(火) 13:00~16:00  
場所/市役所(本庁) 1階 相談室  
相談員/弁護士  
申込方法/事前に予約してください。  
申し込み・問い合わせ/  
市秘書課市民相談室  
☎298-1111 内線117

### 心配ごと相談

日時/7月6日(水)、13日(水)、  
20日(水)、27日(水)  
いずれも9:00~15:00  
場所・問い合わせ/  
那珂市社会福祉協議会(市総合保健福祉センター「ひだまり」内)☎298-8881



### 7月の休日当番医

3日 那珂中央クリニック(飯田) ☎298-7811  
10日 岡田クリニック(後台) ☎270-8188  
17日 小豆畑病院(菅谷) ☎295-2611  
18日 諸岡医院(瓜連) ☎296-1123  
24日 那珂記念クリニック(中台) ☎353-2800  
31日 かぼちゃクリニック(横堀) ☎352-1107

■診療時間/9:00~11:30  
※受診の際、必ず当該医療機関へ電話で問い合わせください。  
※診療時間外は、「茨城県救急医療情報コントロールセンター」(☎241-4199)、または「那珂市消防本部」(☎295-2111)へお問い合わせください。

### 台風・洪水に備えて

3月11日に発生した東日本大震災により、那珂川・久慈川の河川堤防は、過去に受けたことのない規模の被災を受けました。大きな被災を受けた堤防につきましては応急的な補修を行いましたが、本来の機能に戻すための本復旧工事は出水期の終わる秋以降に行います。

まだ余震が続いている状態であり、地表からは見えない亀裂や土の緩み等も想定されますので、大雨・洪水には例年以上の警戒が必要です。

万が一の河川の氾濫に備えて、普段から避難先や避難ルートを、各市役所(役場)が作成しているハザードマップでご確認ください。

問い合わせ/国土交通省常陸河川国道事務所調査第一課 ☎029-240-4069

### 吉原切さん(福田)が 旭日双光章を受章

元那珂町議会議員の吉原切さん(福田)が、旭日双光章を受章されました。

吉原さんは、昭和51年3月に那珂町議会議員に初当選し、5期20年の永きに渡り、議会議員を務められ、数多くの功績を残しました。議員在任中の平成4年3月から平成5年3月まで那珂町議会議長を務められたほか、副議長や経済常任委員会委員長を歴任されるなど、地方自治の振興と住民の福祉の向上に多大な貢献をされました。

また、農業に関する豊富な経験と知識を生かし、那珂町農業委員会委員や那珂中部土地改良区理事長を務められ、農業の近代化・合理化の推進にも尽力されました。

## 市への災害義援金 ありがとうございます

東日本大震災の市への被害に対し全国より多くの義援金をお寄せいただきましてありがとうございます。心より御礼申し上げます。

**義援金の受入状況（6月1日現在）**  
 件数 49件 金額 819万8866円

なお、市への義援金については継続して受け付けております。

義援金の配分対象、配分基準、配分方法が那珂市災害義援金配分委員会において決定されましたので5月下旬より被害を受けられたかたに支給を開始いたしました。

### ◆配分対象者

- ・東日本大震災により亡くなられた市民の遺族
- ・那珂市民で東日本大震災により生活の本拠である住宅が半壊以上の被害を受けられた世帯

### ◆支給方法

被災者生活再建支援制度の支援金または茨城県災害見舞金の申請時に指定していただいた口座に振込いたします。

### ◆配分基準（配分金額）

区分	国	県	市	合計金額
死亡者	35万円	15万円	4万円	54万円
全壊(住宅)	35万円	15万円	4万円	54万円
半壊(住宅)	18万円	7万円	2万円	27万円

※半壊には大規模半壊を含みます。

### 問い合わせ

秘書課秘書グループ  
 (内線 422・423)

## 市への支援物資 ありがとうございます

東日本大震災の発生に伴い、全国の多くの皆様から温かい支援物資のご協力とご支援ありがとうございます。

皆様のご協力により、食料品、飲料水、衛生品、ミルク、紙おむつ等約100件の支援物資をいただきました。

また、いただいた支援物資につきましては、被災された市民のかたがたに避難所等において活用させていただきました。心より御礼申し上げます。

## Cook



ヘルスメイトさんが作る健康料理®

### おいなりさん コロッケ



#### ■材料

- 油揚げ……………4枚
- じゃがいも……………中2～3個
- 豚ひき肉……………150g
- 塩……………少々
- コショウ……………少々
- サラダ油……………少々

#### ■作り方

- ①じゃがいもは茹でてつぶし、豚ひき肉は油で炒めて塩・コショウで味付けをする
- ②①のじゃがいも、ひき肉を混ぜる
- ③油揚げは半分に切り、②を詰めて口を楊枝で留める
- ④オーブントースター、グリル等で両面をこんがり焼く

### 今月のヘルスメイトさん



那珂市食生活改善推進員  
 連絡協議会

井坂 幸枝さん  
 菅谷(成人食部会)

#### ■コメント

暑い時はコロッケを揚げるのは苦手というかたにお勧めです。





# 戸籍のまど

4月15日～5月14日届出  
(敬称略)

## おめでた

住所	出生児氏名	届出人
平野	安間 心愛	亮太
菅谷	横須賀 朱音	和雄
中台	後藤 悠斗	孝治
菅谷	飛田 和葉	徹
菅谷	竹内 大琉	祐典
菅谷	小环 結仁	雄太
横堀	松本 尊	義継
杉	野田 萌々香	邦彦
瓜連	菅谷 瞬	裕一
横堀	小澤 心音	健之
額田北郷	石内 悠仁	鉄平

## おくやみ

住所	氏名	年齢
菅谷	大谷 奏登	哲郎
竹ノ内	小橋 美愛	義道
菅谷	藤井 瑠那	和仁
菅谷	山崎 優	真大
菅谷	笹嶋 萌生	忠行
額田南郷	加藤 蓮太郎	正人
菅谷	荒井 美玖	正
瓜連	大金 優輝	陵太
瓜連	松井 愛子	祐一郎
向山	小田倉 房子	93歳
本山米崎	佐川 春江	93歳
大内	寺山 い江	77歳
中里	木内 順孝	78歳
瓜連	寺門 政次	91歳
下大賀	秋山 大成	57歳
後台	大場 源三九	87歳

住所	氏名	年齢
竹ノ内	飯島 勤	61歳
鹿島	檜村 勝雄	91歳
中台	根本 亨	79歳
飯田	青山 忠正	77歳
菅谷	加藤 よしゑ	80歳
南酒出	柏崎 瑞枝	81歳
下大賀	栗原 定夫	89歳
中里	寺門 百合子	78歳
額田北郷	鈴木 ふち	95歳
菅谷	清水 榮三	85歳
北酒出	根本 弘木	72歳
瓜連	萩野谷 まさ子	82歳
額田東郷	関 ふゆ	101歳
本山米崎	海老澤 芳雄	92歳
古徳	寺門 進	82歳
額田北郷	渡邊 はつ江	85歳
戸崎	檜山 恒夫	89歳
豊喰	鈴木 軍三	81歳
横堀	中庭 俊昭	64歳
戸崎	叶野 秀行	86歳

※このコーナーは、市民の皆様から届出があったもののうち、掲載を希望されたかたのみ掲載しています。

横堀	中庭 浩	91歳
額田南郷	荒井 喜美枝	38歳
中台	軍司 盛男	85歳
鴻巣	津田 ふき	94歳
門部	高玉 信雄	97歳
鴻巣	大内 勝一	75歳
瓜連	萩野谷 玉乃	89歳
瓜連	檜村 達夫	81歳
額田東郷	小田倉 秋次郎	93歳
菅谷	川又 ちよ子	63歳
瓜連	堀口 秀雄	76歳
門部	中井川 恭子	44歳

## 俳句会

憂国の志士幾人ぞ梅の下  
天界を残せしままに落雲雀  
新緑に一きは目だつ山つづじ  
来ることを信じた花の句座さみし  
草芽萌ゆる雨の大降り小降りかな  
諺られて車窓の新樹目映かり  
隧道を抜け春色の道となる  
暗きまで神域ふかき木下闇  
桜田の志士を守りてやまざくら  
阿武隈の山くつきりと鳥帰る  
春風や鎮守の森の祭り旗  
花の下ほどよきとこころに長い椅子  
来るはずもなき友待つて柏餅

堀口 泉流  
鈴木 三風  
萩野谷 ヨシ子  
栗原 三枝  
飯島 カチ子  
秋野 三峰  
井坂 光位  
堀口 白流  
眞崎 一耕  
埴原 静風  
栗原 富久  
長谷川 和希子  
木内 晴絵

## 短歌会

落し文落とすその手の鮮やかに何や生まるる 滴るみどり  
幼らにご幣束かと翻られし服に似たるを若きら纏う  
白神の広葉樹林の芽吹きたるあなたこなたに残雪光る  
線香を半分にして手向けたり仏に絶る余震続く日  
思春期に学びし『方丈記』の一節をわが胸奥に秘めて歩み来  
猪の振り返したる穴をよけ緑増す山に筍さがす  
地震まえに壁をゆつくり動きいしアシダカ蜘蛛は姿を消しぬ  
霧雨の吹き込むままに窓開けて萌黄色した湯船につかる  
一人ずつ神の仕業か悲しみの癒えたる頃にまた一人逝く  
子どもらの育てし花壇震災に崩されしままバンジー盛る

川上 恵美子  
赤塚 満夫  
小宅 進  
武田 八重子  
やまとちずる  
海野 宏幸  
仲沢 照美  
梅沢 悦子  
山屋 勝代  
草野 豊



皆藤 高志さん(25歳) 菅谷

さわやかさん 75

私は、昨年10月から後台交番に勤務しています。小さいころから、地域に貢献する仕事がしたいと考えていて、地域の治安を守る警察官という職業に興味を持つようになりました。大学卒業後、一度は民間企業に就職したのですが、地域に貢献する警察官への思いが強くなり、警察官への転職を決意しました。

現在は、主に巡回連絡や、事件事故発生時の初動対応などの業務を担当しています。またまた業務には不慣れな部分が多く、特に、事故現場に到着してすぐに、交番整理や聞き取りなどの数ある作業に優先順位をつけていくことはとても難しく、今は、現場で迅速かつ適切な対応をとる先輩方の姿を見て、勉強する毎日です。今後は、様々な経験を積み重ねて、地域のかたに頼られるような強い警察官を目指していきたいと思っています。

地域のかたがたに頼られる存在に

HAPPY BIRTHDAY!!



はじめてのたんじょうび

ご家族からのメッセージ



思いやりのある優しい子に育ててね



あや 阿久津亜弥ちゃん 4/8 生まれ 父・誠さん 母・明子さん(菅谷)

元気にすくすく育ててね



まお 高比良茉央ちゃん 4/8 生まれ 父・和也さん 母・志保さん(菅谷)

元気いっぱい育ててね



まお 大塚麻央ちゃん 4/15 生まれ 父・浩紳さん 母・早苗さん(菅谷)

表紙の裏側

額田保育所で行われた幼年消防クラブ発会式の様子です。今年は、東日本大震災からの復興を願い、子どもたちが書いたメッセージカード付きの風船を飛ばすバルーンリリースを実施しました。「地震がおさまりますように」のかけ声の後、子どもたちは想いをこめた風船を大空へ放っていました。〔5月18日〕

ヘルスメイトさんが作る 健康料理



おいなりさんコロッセ

※レシピは16ページに記載